

# 生活困窮者自立に向け 任意事業は

矢加部 茂晴 議員

## 答 来年度の実施に向け子どもへの 学習支援を検討中

**問** 八女市では、子どもの貧困対策を一層強化するために、実態調査を行い「子どもの貧困対策推進計画」を今年度中に策定すると聞く。本市でも支援策を講じるべきだ。

**福祉課長** 個人情報関係があるので、市独自では統計がとれないと考えている。八女市が今年実施するということであり、その結果等を参考に、今後検討したい。

**問** 昨年4月に施行され



生活困窮者自立に向け  
社会福祉協議会などとの連携が必要

た生活困窮者自立支援法における任意事業の実施に向けての考えは。

**福祉課長** 子どもの貧困対策や貧困の連鎖を防ぐためにも、子どもへの学習支援が重要と考えている。来年度の実施に向けて検討している段階だ。

### 地域の子どもたちを 地域で支える ための場として

**問** 子ども食堂は地域の子ども居場所として今

後位置づけていくべきとの議論がある。地域の子どもたちを地域で支えるために、子ども食堂や学習支援を校区単位で行い、コミュニティ協議会に手挙げ方式で実施を働きかけたかどうか。

**市長** 校区コミュニティ協議会の果たすべき役割を今議論している。その中で、一つの素材として議論して形になるかどうかを含めて検討したい。

### 議会の豆知識

## 意見書と決議の違いって？



### 意見書とは・・・

地方公共団体の公益にかかわる事柄に関して、議会の意思を意見としてまとめたものです。

地方自治法第99条に基づいて議員が発案し、議決後、議会名で国会や関係行政庁へ提出することができます。

ただし、議会が属する地方公共団体の長に対しては提出できません。

### 決議とは・・・

議会が行う事実上の意思形成行為で、政治的效果を狙い、あるいは議会の意思を対外的に表明するために行われる議会の議決のことです。

決議の内容は、当該議会（自治体）の公益に関する限り、広範な問題も可能です。（例：平和に関する意思を表明するもの、法的効果を狙うものなど）

また、意見書と同じように議員が発案して本会議に諮りますが、意見書と違って法的な根拠はありません。